

## 宇治市保育所等入所選考基準（案）について

### 1. 宇治市保育所等入所選考基準（案）について

本市におきましては、保育所等の利用調整（入所選考）については、厳密な選考基準（点数制）によらず、保育の必要性の事由や、世帯状況等を総合的に判断して、保育の必要性が高いと判断される順に入所を決定していますが、入所選考の透明性を図り、公平・公正な利用調整（入所選考）を実施するため、保育所等入所選考基準（案）（以下「選考基準（案）」という。）を作成し、平成 31 年度一斉入所申込みから適用を予定しています。

作成にあたっては、ひとり親世帯や生活保護受給世帯であるか、育児休業明けであるかなど、これまでから宇治市が優先している項目も踏まえつつ、既に公表している自治体の選考基準を参考にしています。

「選考基準（案）」は、「基本点数表」と「調整点数表」、「同一点数となった場合の優先順位」の 3 つの基準で構成しています。

### 2. 基本点数表について

「基本点数表」は、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める保育を必要とする事由（入所要件）に対して、点数を設定しています。

具体的には、「就労」、「妊娠・出産」、「疾病・負傷」、「障害」、「介護・看護」、「災害復旧」、「就学」、「求職活動中」です。

保護者が該当する入所要件のうち、最も点数の高いものを採用することとし、保護者が複数いる場合は、その合算した点数が当該世帯の基本点数となります。

### 3. 基本点数について

基本点数については、保育を必要とする事由（入所要件）ごとに、より優先すべきと判断する要件を高い点数で設定しました。例えば、「就労」については、フルタイム勤務を想定している週 5 日以上月 150 時間以上の就労を最高点とし、月就労時間の多い順に点数を設定しました。就労時間の長い方が、より保育の必要性が高いと判断しています。

例えば、父・母ともにフルタイム勤務であれば、10 点ずつの合計 20 点が基本点数となります。

△のついている点数は、減点となります。例えば、「自営業だが、事業の内容を証明する書類の提出がない」については、自営業者に対して、事業開始届や業務契約書の写し、事業概要の分かるパンフレット等の挙証資料を提出書類として求める予定としており、提出

されない場合、就労時間による点数から4点減点します。

#### 4. 調整点数表について

「調整点数表」は、基本点数表での優先順位に加えて、申込者の世帯状況等について配慮が必要と判断される場合に加算等を行うための点数表です。

項目として、「世帯の状況」、「保護者の状況」、「当該児童の状況」、「兄弟姉妹の状況」、「その他」の5つから構成しています。

#### 5. 調整点数について

「世帯の状況」は、「ひとり親世帯」や「ひとり親世帯に準じている世帯」か、「生活保護受給世帯」の場合に加点しますが、複数の項目に該当する場合、点数の高い方を加点します。

「保護者の状況」は、「育休・産休から復職する」、「保護者が保育所等で保育業務に就労する」、「保護者が、要介護認定や障害者手帳等の交付を受けている」といった状況に対して、該当する項目を加点します。

「当該児童の状況」、「兄弟姉妹の状況」も同様に、該当する項目の点数を加点します。

「その他」については、該当する項目については加点しますが、「すでに入所している兄弟姉妹の保育料・給食費・実費等を3か月以上滞納している世帯」については、5点減点します。

調整点数が「★」となっている項目は、「児童虐待やDV、その他福祉事務所長が特に調整が必要と認める場合」に調整を行うもので、ケースごとに判断します。この項目で、配慮を要する状況等に対して、対応します。

#### 6. 同一点数となった場合の優先順位について

基本点数と調整点数の合計が同一点数となった場合に、「同一点数となった場合の優先順位」に基づき、優先順位付けを行います。

宇治市として優先利用の配慮が必要と考える①～⑬の項目で構成しております。まず、①の項目で優先順位付けを行い、順位が同じ場合は、②以下の項目の順でさらに順位付けを行います。

#### 7. 今後の予定について

今回、お示しした選考基準（案）について、各委員から本日の会議の中や、別紙意見記入用紙（平成30年4月2日（月）締切）にて、ご意見をいただき、反映すべき内容については、今後選考基準（案）に反映させて頂きたいと考えています。

その後、平成30年度第1回子ども・子育て会議にて、選考基準（案）を各委員にご提示する予定としています。

## 8. 想定される世帯の点数について（例示）

①父・母ともに就労（1日8時間、週5日、月160時間勤務）している世帯の場合

基本点数	父：就労要件、10点　母：就労要件、10点 合計：20点
調整点数	世帯の状況：0点 保護者の状況：0点 当該児童の状況：0点 兄弟姉妹の状況：0点 合計0点
総合点数	20点

②父は自営業（1日8時間、週5日、月160時間勤務）・母は就労（1日4時間、週4日、月60時間以上勤務）しており、既に地域型保育事業を利用している1歳児の世帯の場合

基本点数	父：就労要件、10点　母：就労要件、5点 合計：15点
調整点数	世帯の状況：0点 保護者の状況：0点 当該児童の状況：地域型保育事業の利用している1歳児が保育所入所を希望する、3点 兄弟姉妹の状況：0点 合計3点
総合点数	18点

③母子家庭で、母が求職活動中で、身体障害者手帳を所持している入所申込児童の就学前の兄と同居している世帯の場合

基本点数	母：求職活動要件、1点 合計：1点
調整点数	世帯の状況：ひとり親世帯である15点 保護者の状況：0点 当該児童の状況：0点 兄弟姉妹の状況：身体障害者手帳を所持している同居の就学前の兄がいる、4点 合計19点
総合点数	20点